

初の市内少年野球大会

市体育協会と市教育委員会主催の第1回少年野球大会が、8月1日と2日に行なわれます。くわしくは市教委へおたずねのうえ、ふるってご参加ください。

都市計画課を設置 下水道、公園事業も推進

6月15日に開会した定例会議は6月27日全日程を終えました。市執行部が提案した補正予算案等27議案（1件追加）は、老人福祉センター（古野町）を社会福祉協

6月定例会議 26議案を可決

老人福祉センターの委託は選任審査へ

議会に委託する案が継続審査となったほか、原案どおり可決されました。また44年12月の定例会議に提案され継続審査となっていた「鳥栖市都市計画審議会条例」も今回可決されました。おもな内容は次のとおり。

鳥栖市は、新都市計画法の区域指定都市となっているので今後都市計画事業の促進をはかるため、7月1日「都市計画課」を新設することになりました。これ

委員をおくことができます。

新、増設7工場に 奨励措置

工場事業場等の設置奨励に関する条例（昭和29年制定）に基づいて申請のあった次の7工場の新設または増設にたいし、45年度から47年度まで奨励措置を

することが決定しました。奨励措置の適用額は土地、建物、機械等生産に直接関係する固定資産にかかる固定資産税額の75%と条約に決まっていますので、結局それだけ固定資産税が安くなるのです。

<奨励措置を受ける工場>

- 九州ゴム加工製鳥栖工場（村田町）
- 日米コカ・コーラボトリング製鳥栖工場（轟木町）
- 製大石膏盛堂（山浦町）
- 九州松下電器製佐賀工場（村田町）
- サンウエーブ工業製鳥栖工場（轟木町）
- 九州積水工業製鳥栖工場（轟木町）
- 脚小西儀助商店製鳥栖工場（同上）

農委だより

▼今月、全農家に配布しました農家基本台帳用紙は、みなさんの年金や耕作権等の認定資料に使用されるものです。もれなく誤りのないよう記入してください。

▼新しい農地法が10月1日から施行されます。一定期間所有していた小作地はその所有主が他の市町村に転出しても、不在地主とはならない(0.9畓まで)など大きく変わります。くわしくは次号から掲載します。

▼農業者年金業務は来年1月1日から開始されます。くわしい説明書は当委員会に印刷、配布します。

▼ことし3月金農家にお願いしました新都市計画法にたいするアンケートは、このはご集計事務を終えました。ありがとうございました。

筑後川の花火大会で 駐車禁止や立入禁止

8月5日の筑後川開き花火大会について、大会事務局から事故がないようたくに依頼がありましたので協力ください。

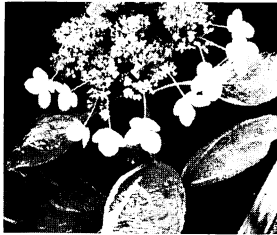
▼久留米市長門石区（鹿児島線橋橋～豆津橋間）の堤防および河川敷は、8月5日午後6時から同6日夕刻まで、立入が禁止されます。6日は不発弾処理のためです。

▼上記堤防のほか、豆津橋から久留米市内、荘島町信号機前までおよび国鉄久留米駅からガードまでは、当日駐車禁止ですから守ってください。

までは建設課内の都市計画係が関係業務を行っています。都市計画課は庶務係と計画係および下水道係からなり、都市計画に伴う街路および公園緑地計画、区画整理、下水道建設の調査等を行ないます。また都市下水路や公園の占用に関することも同課の仕事です。

都市計画審議会も

新都市計画法の施行に伴って設置が決まった都市計画審議会は、市長の諮問機関で委員は学識経験者5人、市議会議員8人、市職員3人の合計16人。委員はすべて市長が委嘱または任命することになっています。委員会の会長および副会長は委員の互選。また必要なときは臨時



ガクアジサイ 生花のあとさし木しておいたのが、いつの間にか屋根からのぞくほど。葉に美しい斑(ふ)入りのものがある。(木通町橋本義雄さん宅)

2回目の歩け歩け 26日に朝日山往復

市体力づくり協議会と市教育委員会主催の第2回親子歩け歩け運動が次のとおり行なわれます。夏休みにはいつでもの日曜日の早朝ですし、親子そろって多数ご参加ください。

とき 7月26日(日) 午前6時～9時
コース 市役所～朝日山 往復約7キロ
集合 午前6時市役所前 ラジオ体操
出発 6時30分
到着 7時20分予定

国民年金保険料の免除 申請…7月末までに

国民年金は被保険者が毎月保険料を納めて将来の生活を安定させようとするものです。しかし家計が苦しかったり、失業や災害などで保険料をどうしても納められない場合もあることでしょう。こんなときには知事あてに申請して保険料を免除してもらうことができます。免除を受けても将来生活にゆとりができたとき

10年前の分までさかのぼって保険料を納めれば、将来受ける老齢年金は、保険料を毎月納めたのと同じ額支給されます。

保険料を納められないからといって、そのまま放置していると、その期間は、年金を受けるための資格期間になりません。保険料が納められないときは早く市役所で免除の手続きをしましょう。

また国民年金の障害年金や母子福祉年金を受けているとき、生活扶助を受けているときは当然免除されますが、こ

市営住宅払い下げ 請願を採択

関係住民から出された市営住宅払い下げの請願は採択されましたので、市は要望に従って建設省等との話し合いなど努力することになります。

払い下げ請願のあった住宅 田代外町住宅、儀徳住宅、原古賀町住宅、一本杉住宅
また歩行者の交通が危険にさらされている高橋（築道交野～鳥栖停車場線）の改良について市議会から意見書を県知事に提出ほか、厚生大臣に医療制度の改革に関する決議書を出すことが決まりました。

の場合もそのことを届け出なければなりません。

以上の免除申請は7月末までに市役所市民課にお願ひします。

花火大会に協賛おねがい

8月4日、3回目の市民花火大会を青年会議所主催で行ないます。商店、工場にご協賛をおねがいに会議所からお伺ひしますので何卒よろしくお願ひ申し上げます。

鳥栖青年会議所

17日に明正選挙の推進協議会

市明るく正しい選挙推進協議会（上野一衛会長）総会が7月17日(金)午前9時30分から、市役所3階大ホールであります。44年度の事業および決算報告と、45年度の事業計画を話し合ったあと、佐賀新聞社論説委員長、灘社栄さんの講演をききます。

無料 特設人権問題相談所

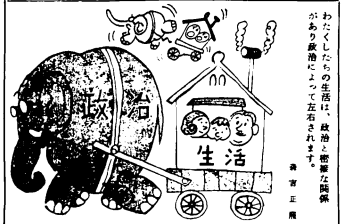
日時 7月28日(火曜日)10時から15時まで
場所 鳥栖市役所2階第1会議室

佐賀地方事務局の人権擁護課からおいでになって特設人権相談所が開設されます。人権が侵されたといえれば、大変にむず

かしく考えられますが、ご相談を受けますことはたとえ隣近所とのトラブル、借地、借家の問題、交通事故に関すること、または名誉、信用等の問題、強制され

たとか圧迫を受けたとか、その他家庭内のことなど自分の非せをおかしていると思われることがあれば、どんな小さなことでもよろしいのです。お気軽にご相談ください。

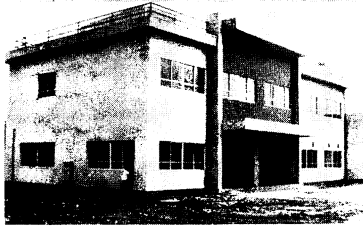
鳥栖地区人権擁護委員



わたしたちの生活は、政府と密着した関係があり、政府によって左右されます。佐賀市長

勤労青少年ホーム 18日開館

利用者…25歳以下の働く青少年



開館を待つ勤労青少年ホーム

元町の官公庁街に市が昨年12月着工した勤労青少年ホームが7月18日（土）開館の運びになりました。約1065平方メートルの敷地に建てられた鉄筋2階建ての建物は延べ約649平方メートル。内部には1階に相談談話室、図書室、調理実習室、相談室、事務室、ピンポンパド

ミントンのできる約140平方メートルのスポーツ室、2階に2つの集会室と6畳、8畳の和室2間、音楽室、クラブ室があります。ホームの定休日は毎月第2、第4日曜日、火曜日（第2、第4火曜は開く）、国民の祝日、8月15日、12月29日から31日までと1月2日、3日。開館時間は月曜日から土曜日までは午後1時～同8時、日曜日は午前10時～午後5時となっています。ホームを利用できるのは25歳以下の働く青少年で、市内に住んでいる人または市内事業所で働いている人。個人利用のときは当日までに、団体利用のときは6日前までに利用許可申請書を出して利用許可を受けようとしています。利用者は次のことを守ってください。許可を受けないで物品の販売その他の商行為をしないこと。

- ・所定の場所以外で火気を使用または喫煙しないこと。
- ・許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示または配付しないこと。
- ・その他職員の指示に従い、秩序を乱さないこと。
- ・利用者が建物、設備等を滅失、き損したときはただちに係員に届け出るとともに賠償の責任を負うこと。
- ・ホームを利用できるのは25歳以下の働く青少年で、市内に住んでいる人または市内事業所で働いている人。個人利用のときは当日までに、団体利用のときは6日前までに利用許可申請書を出して利用許可を受けようとしています。利用者は次のことを守ってください。許可を受けないで物品の販売その他の商行為をしないこと。

開館記念に「青年の見た世界」写真展
鳥栖市勤労青少年ホームの開館を記念して「青年の見た世界」写真展が7月18日から同24日まで同ホームで行なわれます。カラー、白黒約50点。これらの写真は青年の船または青年海外派遣団に参加した県内の青年のみさんが写したもので、世界各国の姿がとらえられています。

衛生行事 7月後半～8月上旬

月日	曜	行事名	時間	会場	該当区域	該当者	手数料
7月20	月	ツベルクリン	13.30～15.00	旭公民館	津津町 儀徳町 儀徳町住宅 三島町 下野町	昭和15年4月1日から昭和45年4月1日までの出生者	無料
22	水	ツベルクリン判定とBCG接種	同上	旭公民館	7月20日 接種した人	”	”
23	木	ジフテリア百日せき混合予防接種	13.30～15.00	中央公民館	基里 田代 麓 旭地区	生後3カ月すきて1回、その後3、4週間ごとに2回（第1期）	”
24	金	同上	13.30～15.00	中央公民館	鳥栖地区	第1期終了後1年から1年半の間に1回追加接種をしてください	”
27	月	ツベルクリン	”	中央公民館	宿町 布津原町 事業団宿舎 鉄道宿舎 本町	昭和15年4月1日から昭和45年4月1日までの出生者	”
29	水	ツベルクリン判定とBCG接種	”	中央公民館	7月27日 接種した人	”	”
8月3	月	ツベルクリン	”	鳥栖小学校体育館	鳥栖小学校区一般市民	”	”
4	火	ツベルクリン	”	中央公民館	本島 橋町 大正町 専売公社 古野町 鶴田町 神辺町 鉄道宿舎	”	”
5	水	ツベルクリン判定とBCG接種	”	鳥栖小学校体育館	8月3日 接種した人	”	”
6	木	同上	”	中央公民館	8月4日 接種した人	”	”
7	金	胃ガン検査	9.00～12.00	中央公民館	市内全域	希望者	1人250円

胃ガン検査申込み受付中

市衛生課でただ今胃ガン検査の申込みを受けつけています。ガンは早期発見、早期治療が肝心です。早く検査を受けましょう。とき 8月7日（金）ところ 中央公民館 料金 1人250円
ニセ九電社員にご注意
近ごろ、三養基郡、神埼郡地区で、九州電力社員をよそったものによる盗難事故が頻発しています。九電社員がお客様を訪問する際は、社員証を持っておりますので、ご不審の際は社員証の提示をお願いいたします。九電営業所または警察へご連絡ください。

九州電力鳥栖営業所
鳥栖警察署

引揚者特交国債で事業資金が借れます

引揚者特交付金国庫債券を担保にして国民金融公庫から事業資金の貸付を受けることができます。市福祉事務所社会係に申し込んでください。

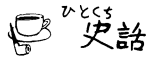
貸付条件

(1)貸付金は事業（農業、商業、飲食業その他の営業）にしか使えない。

(2)貸付けを受けるのは国債の記名者だけ

貸付限度

国債額面金額の60%の合計額で、15万円



作物の種を預かる

幕政時代の農民は、たとえ不作のときでも決められた年貢（く）はよしくなくとり立てられた。米をつくりながら米を食べられないので、時には麦やアワ、ヒエなどの種までたべるあります。そこで代官は住屋に命じて、農民たちの一切の種を預かって厳重に管理するようにしたという。（「葛城養父史記」から）

まで借れる。

利率、償還方法

年6分、担保にする国債償還金から自動的に年賦償還され最終時に清算されます。

郵便局職員を募集

熊本郵政局は、九州各地の郵便局に勤務する職員と東京、京阪神地区の郵便局に勤務する職員を7月10日から7月25日まで募集しています。くわしいことは鳥栖郵便局におたずねのうえご応募ください。鳥栖郵便局

25日に盆踊り講習会

盆踊り講習会を行いますので、おさそい合わせのうえ多数参加してください。

とき 7月25日（土）午後1時～3時
ところ 中央公民館（本町三丁目）
おどり 河内音頭、江州音頭ほか2曲
講師 西日本民謡協会 津村 弘さん

砂利採取者の試験

砂利採取業務主任者試験が8月7日佐賀県税事務所であります。願書受付は8月1日までです。くわしいことは市商工課へおたずねください。

子どもにとっていちばん楽しい夏休みがやってきます。海水浴、キャンプ、旅行などうれしい計画がいっぱい。からだをきたえ、自由に学習をするにはよい機会です。

生活は規則正しく

休みはのびのびとできる反面、学校の規則正しい生活から長い間解放されるため、ややもするとルーズな生活になりがちです。交通事故や水死などの思わぬ事故でなくなった少年は、例年夏休み中がトップになっています。こうした非行や事故を防ぐために次の点に注意したいものです。

少年に守ってほしいこと

1. 夏休みを有意義に過ごすため、健康なプランをたてて実行する。外出するときは必ず行き先、用件、帰宅時間をはっきりいっていく。
2. 夜の外出はできるだけさけ、やむを得ず外出するときは、つとめて保護

が芽ばえるとき 夏休みは少年非行

者と出かけるようにする。とくに少女の場合は、人通りの少ない所や暗い所をさけ、遠回わりでも明るい安全な道。

3. 海や山へグループで出かける場合は、必ず年長者のリーダーをつけ、リーダーの指導に従うこと。
4. 遊泳禁止区域では絶対に泳がない。

おとなはこんな注意を

1. 子どもの外出、旅行には、服装、所持品について気をくばり、ナイフ、チェインなどの危険なものを持たせない。
2. 家族全員で規則正しい生活に心がけ、つとめて親と子が話し合う機会をつくる。
3. 子ども遊び場をよく知り、とくに幼児のひとり歩きには注意する。
4. あぶない遊び、場所はふだんから注意しておく。
5. どの子どもでも、よくない行いやあぶない遊びを見たときは、やさしく注意する。